

会議名 第23回豊島区基本構想審議会

詳細 - 企画課 電話03 - 3981 - 4204

附属機関又は 会議体の名称	第23回豊島区基本構想審議会	
事務局(担当課)	企画課	
開催日時	平成17年12月16日(金)18:30~20:30	
開催場所	議員協議会室	
出席者	委員	森田 朗(東京大学大学院院長) 金井利之(東京大学助教授) 恒吉 僚子(東京大学助教授) 宮崎牧子(大正大学助教授) 四阿知子(一 般公募) 伊藤榮洪(教師) 高橋明宏(一般公募) 三井菜摘(一般 公募) 本橋弘隆(区議会議員) 木下 広(区議会議員) 小林ひろ み(区議会議員) 吉田 敬(区議会議員) 水島正彦(助役) 今村 勝行(収入役) 日高芳一(教育長) 以上出席者15名(敬称略) 欠席者5名
	幹事	政策経営部企画課長、同行政経営課長、同広報課長、同施設再構 築・活用担当課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工部長、清掃環境部長、 保健福祉部長、健康担当部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、 都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員 会事務局長
公開の可否	公開 傍聴人 1人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	案件 1. 開会 2. 議事 (1) 豊島区基本計画(素案)について	

1. 開会

事務局： 定刻になりましたので、これより第23回豊島区基本構想審議会を始めさせていただきます。本日のご出席の状況でございますが、D委員、B委員、C委員、I委員、M委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、金井委員におかれましては少し遅れていらっしゃるということでご連絡が入っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事でございますが、豊島区基本計画(素案)についてで

ございます。資料を事前にお送りしておりますが、よろしいでしょうか。
会議の前に本日、傍聴の方がお一人いらっしゃいますので可否についてお諮り
したいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。結構です。

事務局： ありがとうございます。それでは森田会長、よろしく願いいたします。

森田会長： それでは、第 23 回の基本構想審議会を開催いたします。押し迫ってお忙し
い中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日は、これまでの
審議を踏まえまして、基本計画の素案として取りまとめたものでございます。
内容につきましては、前回の全体会においてご了承いただいているところでご
ざいますが、若干修正等があるとのことで、その内容を含め資料を事前にお送
りいたしました。本日は、この素案について審議会として最終の確認をいたし
たいと考えております。その上で、この内容をもちましてパブリックコメント
を実施し、区民の皆さんからご意見をいただきたいと考えております。また。
この素案の冒頭に、私の名前で、素案の基本的な考え方について、一文を掲載
しておりますので、ご確認いただければと存じます。

それでは、最初に素案について事務局よりからご説明をいただき、審議に入
りたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局： <資料に基づき説明>

森田会長： ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見ご
ざいますでしょうか。

〇委員： 修正があった部分 2 点については、特に意見はございません。付帯意見案で
すが、(1)の前半部分は、前回金井委員長から提案があったもので、その後の
新規事業のパブリックコメントを実施するというのは議論の中で明らかになっ
てきた部分という理解でよろしいでしょうか。

森田会長： これについていかがでございましょうか。

事務局： パブリックコメントを実施することというのは、前回のペーパーの中に記述
はなかったものでございますが、事務局と会長と金井委員長と話をしていただ
きまして、新たな展開の部分についても答申の中では、パブリックコメントを
作ることはできませんので、区長として最終的に策定する際には、パブリック
コメントを実施した上で、策定すべきであろうと前回の審議以降入れたとご理
解いただきたいと思います

〇委員： (2)の部分は、前回提案のあった「(仮称) としま戦略プラン」については、
行革プランの中でやるんですよと答申に書き込むとありましたが、同じ意味な
のか。

事務局： 冊子の 26 頁に記述がございます。委員のおっしゃるとおり「行財政改革プ
ランにおいて具体化を図ります」と書いておりますので、改めて念を押ししたと

いうことでございます。

○委員： (2)の部分は、答申の範囲ということですね。(3)の部分ですが、前回は提案がなかった部分ではないかと思いますが、具体的には議論していないところなので、これがどういうことなのかを教えてください。

事務局： (3)は、初めの2行につきましては、これは努力してくださいということなので、策定の中に取り込んでくださいという意味とは違うと思います。ただ、現在、予算編成をする場合にも、大きくは各部ごとの予算額となります。そういったものも基本計画の政策の柱に照らした場合は、それぞれの政策の柱について、どのような予算編成になるのか、また部ごとの決算、または地方自治法上の定める款項目節というものも区民にはわかりにくいものがございます。基本計画の定める24本の柱ごとに整理されて、わかりやすい資料ができればということもございまして、3月までには難しいかもしれませんが、努力しなさいといったものです。(3)の最後の3行でございますが、これは、新基本計画の中に入れてくださいという部分でございます。まさに成果指標の状況を確認したり、毎年度の施策の方向に基づく具体的な事業の展開について、又は施策の選択と集中という形で、行財政改革の中で基本計画が示す重点施策又は事務事業の個別具体的な優先順位に基づいて、どの程度基本計画で決めたことが実際進んでいるかといったことを、どんな形で見直しをしていくんですかということを書き添えてくださいということでございます。その際には、行政内部での確認だけではなく、区民の方が参画するような委員会のような場を設置して確認していくというところまで書き添えてくださいといったようなことで書いてあるということです。補足がありましたら、よろしくお願いたします。

金井委員： この部分は、全体会でも小委員会でも、評価の仕組みや見直しの仕組みを作っていくことが必要なのではないかというご提案はかなりあったと思います。それを受けまして、具体的にどこまで書き添えられるかは、十分細かくはできなかったのですが、このような見直しの仕組みを作っていく。しかも、このような審議会のイメージかもしれませんが、もっと小さいものかもしれませんが、何らかの形で区民の皆さんが参加したような委員会でローリングをしていくことが大事なのではないかという考えが出されたことを記憶しております。具体的には、4頁から5頁が成果指標とローリングの話でありまして、通常総合計画ですと、この部分を書いて、特段見直しのための区民参加の委員会を置かないのが通例です。おそらく構造上、そうならざるを得ないのですが、○委員が前々からいわれておりまして、普通の総合計画の場合でありますと、新規事業を書き込んでしまっていて、具体的にこれとこれといくらでやるとはっきり書いてしまいますので、その後、区民の委員会を設けるまでもなく、こういうことをやることになっている。今回の豊島区の総合計画は、ある意味新機軸でありまして、

完全に決めきっていない、大まかな方針、方向性、濃淡、優先順位を示しているけれども、具体的には、様々総合的な判断で毎年度決めていかねばならない部分が残るといふ、そういう性質の総合計画であります。したがって、このタイプの総合計画の場合は、通常のような全部決めたから後は行政に任しても、区民の意向は十分反映されるという仕組みでは必ずしも実はない。区民が継続的に見ていかねばならない、ある意味完全に決めきっていない、だからこそ、区民の今後の関与が必要になるという、構造的な中身も関わってくるのではないかと。これは、若干計画の分析的な評価になるのですが、そういうことが内在的にあったのではないかと考えます。ただ、基本的には、全体会や小委員会では、見直しや評価の仕組みを作る必要があるのではないかという意見は、広く出されていたと記憶しています。

○委員： 本当たったら、新規事業も含めたものを基本計画でやる。最初の基本構想のときには、基本構想実現するために10年程度の計画を作って、時期とか具体的なことを決めていきますと始まった。ところが、途中で結果的にできないという方向転換したわけです。この間のやり方の方法の中で、つまり方向転換はしたんだけど、皆さんは方針だけでもいいと。私は、計画は作るべきと思ったんですが、基本構想審議会が出す答申というのは、基本計画を作るわけではないのでしょうか。その辺がわかりにくい。

金井委員： 基本計画を策定する権限は、区長にありますので、当然審議会の任務ではありません。計画のイメージが昨年11月、12月の段階で変わった。おそらく他の自治体で、このような総合計画をやっているかどうかわかりませんが、少なくとも通常いわれている総合計画ではないということは、その段階でやむなしとなったのではないかと記憶しております。ただ委員がご指摘の点はわかりませんが、少なくともそういう計画では作れないという判断でこういう計画を作る。ただし、委員がご心配のように全部決めきっていないのではないかと、まさにそのとおりで、だからこそ2月答申を出してそれでおしまいと言い切れない。というのが審議会の各委員さんから、たぶん感触として出てきているのではないかと思います。

○委員： 例えば、見直しができるという、委員会を作ってチェックをしたり、進捗状況を確認するという部分と、時代の変化に対応した適切な見直しを図る仕組みとなったけれども、見直しできる範囲ですね。つまり、私たちは行政が出してきているものについて方向を出すわけです。進捗状況というのはそういうことになると思うんです。その上に、こういうものをやりますよ、あういうものをやりますよと行政がその時々、ローリングして出してくるわけです。確かに進捗状況は、方針に向かって進んでいるとか、進んでないとかをやるんでしょうが。時代の変化に対応した適切な見直しというのは、どこまで見直しができるのか。

つまり行政の出した部分についておかしいよというのか。やってみたら方針自体がおかしいよということまで、みれるのか。

金井委員：そこはもっと議論できればいい点ではないかと思います。つまり、ここでは3行で簡単に書いてますが、審議会で見直しの仕組みがよりもっと細かく議論で詰める方法もあるのではと思います。ただ個人的な見解は、この見直しの委員会は、あくまで、この基本計画で決めた方針に従って、その範囲内でやっていると。方針からずれているじゃないかと、方針を具体化するために置かれているのであって、基本的には、方針を見直すということは想定されないと思います。ただし、すべての総合計画にそうですが、いつでも見直すことは常にありうるわけで、それ自体を提案することは、誰が提案をしてもいいわけですから絶対してはいけないということではないと思います。

N委員：まずもって森田先生はじめ金井先生多くの先生方が審議会に長くお付き合いいただきましてありがとうございます。基本構想を作るときから参加していますが、本来であれば、具体的なものを基本計画にと審議してまいってきたのですが、昨年大変な状況になってしまいまして、それ以降は、金井先生はじめ小委員会の皆さん方に忙しい中、時間作っていただいて、具体的な形にさせていただいたことに対して心から感謝申し上げます。1頁を見させていただきましたが、たぶんこれからの厳しい区政の環境の中で舵取りが厳しいところで、こういう基本計画を出さざるをえなかった。状況的には厳しいですが、私どももこれからしっかり頑張って、できる限り知恵を使ってやっていきたいという気持ちでございます。これからも大所高所からのご指導をよろしくお願い申し上げます。結論といたしまして、この素案につきまして、賛成ということをお願い上げたいと存じます。

O委員：考え方は、わかりました。小委員長からも完全に決め切っていないということが明確に出されました。逆にいえば、この審議会に任されたことが残念ながらできないで終わるのではないかと心配しましたし、だから、この間、反対しました。ある意味、本当ちゃんとはいらぬでやっていくのかということを見ていくとすれば、それは審議した委員が見ていかなければ、本当にそのとおりなのか、わかりにくいではないかと思うのが一つです。であるならばこそ、当面、この審議会の中で、見ていただいて、意見をいただいて、決めるべきではないかと改めて思います。これは、私は指摘させていただきましたが、区の広報に出しましたが、行革プラン2005の事務事業の整理で、重要事業といわれたおむつ代の補助金が削られるという方向で作業を進めている点では、本当に基本計画の考え方がちゃんとやっていけるのかどうか危惧されるわけです。これは、具体的な例の一つです。もう一つは、公共施設の再構築です。議会にも説明があったし、広報にも出しましたが、そこでは、平成15年に公共施設の再構築案が出

されて以降、住民説明会が何回も開く中で、意見を反映してきたが、本年 2 月に出された、いわゆる行革 5 年間のプランに、それがひっくり返るようなことが出ている。例えば、千早児童館や長崎第一児童館は、最初売却と言われていたが、地元の人が地域で頑張って区民ひろばとして活用することになったのが、また改めて、来年売ると、あるいは 20 年に売るという方向が出されて、パブリックコメントにかけている。住民の動きを入れてやったものをひっくり返すということが、協議会の中で地元では説明できないという声があがるぐらいの事態になっているわけです。そのときに、区の方針というのは、新たな地域経営の方針の中の公共施設の問題でいえば、いろんな施設を作っていくことによって、周辺を廃止したり、売却するという方針でやっていくわけです。この方針でやっているんですと区が言ったときには、住民の声はどのような形で反映できるのか。具体的に矛盾が出てきているわけです。そういうものを含めて、改めて売却してもいいのかと、修正すべだと思うし、具体的な例を見て、気付く面もあると思うので、時代に変化に対応した適切な見直しという方針は、区が出してきたものといわれたが、この方針を変えないとまずいのではないかと思います。個別具体的な例が出てきたときに、結局ここに戻ってくると思います。区がこの方針でやっていきますといったときに、住民の意見はどうやって取っていくのかがはっきりしない。そこが不満ですし、不安です。そういうことを含めて、方針を根本的に変えていかなければならないと思います。もう一つは、不完全だという部分で、改めて委員会を作るとすれば、そういうものではなくてしていく方がいいと思うし、付帯意見の意味合いがわかりにくい。また(3)の前半で、政策主導型の予算編成、施策評価の仕組みについて早急に確立することとあるが、18 頁の に書いてあることを改めて書くということが、具体的にどういうふうになるのかがはっきりわからない。システムというのが、今やっているものの範囲なのか、新たなものが出てくるのかがわからない。

森田会長： O 委員にご確認したいのですが、この素案の内容につきましては、前回了承いただいたものでございます。これに加えまして、パブリックコメントにあたって、最初の部分と 2 か所の修正だけ新たに付け加えられたわけでございます。したがいまして、今日ご審議いただきまして、修正可能だとしますと、この部分の文言をどう直すのかとなりますので、本体の内容に及ぶ部分につきましては皆さんご了承いただいたこととさせていただきますので、ご主張は承りましたが、具体的にこの場で何をどう修正を要求されるのかクリアにお話しただけですしょうか。

O 委員： そういう意味では、私は、付帯意見を付けざるを得ないのはおかしいと思います。お聞きしたいのは、この付帯意見案は、今回パブリックコメントを出すときに付けるのか、答申を出すときに付けるのか。

- 事務局： この文面をそのままパブリックコメントにかけ、HPにも掲載します。
- 〇委員： 内容についても、区民のご意見をいただくということですか。
- 事務局： 「パブリックコメントにあたって」という文面について、ご意見をいただくパブリックコメントの対象とは考えておりません。あくまでも後ろの内容について、お願いしたいと考えております。
- 〇委員： パブリックコメントとご意見を寄せていただくことの違いは、どういうことでしょうか。
- 事務局： パブリックコメントは、ご意見をいただいた後に、それに対する区の考えをお示するという制度でございます。ご意見をいただいたとしても、最終的に、パブリックコメントを経て、答申の際には、冊子と切り離されまして、答申文の中に書かれるのではないかと思いますので、これについていただいてもお返しするものではないと思います。
- 森田会長： 最終的にこれでよろしいと了承したものでございます。付帯意見の意味につきましても、金井委員長からもお話がありましたが、基本計画自体が現在の情勢で細かいところまで書ききれなかったということがございます。さらに具体的なところを詰めるとなると、もう1年ぐらいかかるかもしれない。その場合、また情勢が変わる可能性も出てくるかもしれない。かつてのように計画に書いて、多少遅れても着々と実現していく時代ではなくなったという前提で、基本的な方向をお示しして、具体的な判断につきましては、区長に計画を作ってください、実施する段階では、区と住民の代表である議会の方でお決めいただく。しかし、基本的に体系的な施策をどう長期にやっていくかということについては、ご審議していただいた結果を踏まえて、一定の方向を示すという形でご了承いただいたと思います。しかしながら、詰めきっていない部分もございますので、それについては、必ずしも区長に白紙委任したわけではありません。我々の方針を具体化する場合は、ここで示した方針について、方向性その他については踏まえた上でやっていただきたい。さらに(3)のところでは、それについて、区民の参加する仕組みを作って、チェックをする、ないし、フォローアップする形もやっていただきたい。これは、本文の中に溶け込んでおりまして、見えにくいところがありますので、付帯意見として表に出してきちんとメッセージとして書かせていただいたとご理解いただきたい。
- N委員： 会長、〇委員は、これ自体がふさわしくないのご意見ですので、この案に賛成かどうかを取っていただきたい。
- 〇委員： 付帯意見案は、答申に書き込まれるものなのか。パブリックコメントにかけるのはこれだけですか。
- 事務局： この冊子でございます。
- 〇委員： 付帯意見案は、今、審議会でこういうふう考えていますということで、区

民の方にお知らせするわけですか。

事務局： そのとおりです。

○委員： やり方は、わかりました。基本的に完全に出きっていないとないということで、審議会として、答申として基本計画の素案とすることが間違っていると思います。進捗状況の確認や区民参画の委員会の設置に関しては、そのものに反対するものではありませんが、何故そういうふうにならなければならなかったかというと、不完全だからという点では納得できないと考えていますし、反対です。

森田会長： 前者の点につきましては、前回の審議会で決まったことだと思います。今の点にコメントさせていただきますと、不完全のまま、詰めきらないまま出さざるを得なかった理由といたしますのは、前回金井委員長からご発言あったかと思いますが、仮に詰めて出したとしても実現できない可能性があるならば、それよりは、むしろ方向性を示して、状況に応じた形で区の中で実現できる形で実行していただきたいということで、皆さんご同意いただいたと理解しております。それでは、採決を取るまでもないかと思いますが、よろしいでしょうか。

一同： 結構です

森田会長： それでは、これもちまして、豊島区基本計画答申（素案）につきましてご了承いただいたことといたします。今後の予定といたしましては、前回の審議会でご了承が得られたとおり、区民の皆さんのご意見を伺うパブリックコメントを実施いたしまして、2月に区長への答申を行うこととなるかと存じます。このパブリックコメントで、どのようなご意見が出てくるかわかりませんが、ある程度となるほど思われるものにつきましては、改めて審議会を開いてご審議していただくこともあろうかと思いますが、そうでない場合は、事務局と私にご一任いただきまして、その結果について事前に資料を配付させていただき、最終的に決定していただくことといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員： 意見も出ない、このままでいいとなると後1回やると、意見が出たとしても変更があり、なしの場合も、資料は、いただくだけで1回で終わりでしょうか。

森田会長： どのような意見が出るかわかりませんが、本体に関わる圧倒的な多数のご意見が出た場合には、検討しなければならないかと思いますが、軽微な修正で済むような場合は、わざわざお集まりいただくのは大変なことでございますので、軽微かどうかという判断を含めて一任いただければと思います。

○委員： 修正そのものが軽微であろうとなかろうと、いつ頃できて、いただけるでしょうか。

事務局： 次回の日程でございますが、2月9日を予定させていただきたいと考えております。パブリックコメントにつきましては、広報紙では1月1日号、豊島区HPに1月1日で掲載いたします。パブリックコメント期間が約1か月間で

ございますので、1月末を目途にパブリックコメントを実施いたしまして、それ以降、2月9日でございますので、早急に意見をとりまとめた上で、会長にお諮りして、1週間前は難しいとは思いますが、事前に配布できますように準備したいと考えております。

○委員： 非常にタイトなスケジュールだと思うが、意見がどれくらい来るかによると思うが、1月末に締め切って、それをまとめて、返事を書くことを一方でやって、変更するなら変更するというので、修正内容を審議委員にいただくことは大丈夫なのでしょうか。

事務局： 1か月間でございますので、例えば、一度中ほどで取りまとめまして、会長にお諮りして、順じ対応を考えていくということで対応できると考えております。なお、先ほど、HPにつきましては、1月1日と申し上げましたが、1月4日にアップするということですので修正させていただきます。

○委員： 修正するかしないを含めて、パブリックコメントの内容を1月末を待たずに随時、いただければいただいた方がよいと思いますが。

事務局： そういう形も可能かと思いますが、全体の調整があるかもしれませんので、個別の対応は、庁内を含めて会長と相談しながら考えてまいります。全体の調整を図った上で、1月末で締め切って、委員の皆様には早くお届けできるように努力したいと思います。

○委員： 審議委員としてはよろしいですが、基本構想のときには、区民への周知の問題、あのときは年末で時間が足りなかったと思うのですが、改善されているのでしょうか。

森田会長： 今後のスケジュールにつきましても、了承されたわけですし、そのスケジュールに従って組み立てられていると思いますので、それもご了承いただいていることとなります。

○委員： 2月9日というのは、初めて聞いたと認識しておりますので、そういうことも含めて間に合うのかと心配だということ、修正がある方がいいのか、ない方がいいのかは評価があるが、まずは意見は多くあった方がいいわけだから、それにどういふふうに対応するのか大丈夫かということ。それと、できれば早くどこが変わるか変わらないかがわかりたいというのがあります。

森田会長： それにつきましては、どういふパブリックコメントで意見が出てくるのか、どう取り扱うのかによって何ともいえないところがあるかと思います。パブリックコメントである意見が出て、早目にそれに対応しますと、後で元に戻せという意見が出てくる可能性があります。ある程度まとまった傾向が見えない限り、対応が難しいと思いますので、その辺を含めて事務局と私にご一任願えればと思います。なるべく早目にまとめをして、委員の方々には資料を送るように事務局にお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を

終わらせていただきます。

閉会

会議の結果	議事 (1) 豊島区基本計画(素案)について、了承する。 ・開催日程 次回、平成18年2月9日。
提出された資料等	【配付資料】 豊島区基本計画(素案) 変更点(1-3健康・5-1魅力あるまちづくりの推進) ・席次表